



2024年1月18日

大仙市議会

議長 古谷 武美 様

秋田県労働組合総連合 議長 越後屋 建一
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX018-834-1816

秋田県春闌共闘懇談会 代表委員 奥井 明子
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX018-834-1816

公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と 地域経済の振興を求める陳情

【陳情の趣旨】

貴職におかれましては、日頃から、地域住民の安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、くらしの向上のためご尽力されていらっしゃることに、心より敬意を表します。

さて、地方自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注や低価格入札によって、そこで働く労働者の賃金が低く抑えられるという事がたびたび指摘されてきました。

低価格発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、官製ワーキング・プアを生むだけでなく、公務・公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招きかねません。正規職員の非正規職員への置き換えが広がり、公務・公共サービスの質的劣化が進み、コロナ禍でその深刻さが顕在化し、公共の役割が問われる状況も生まれています。

アウトソーシングや指定管理者などの公共職場・現場はコロナ禍対応でその重要な役割が見直されたにもかかわらず、そこで働く労働者賃金は地域最低賃金に張り付いています。私たちが取り組んできた最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をするうえで必要な最低生計費は大きな地域差は見られず、若者が自立した生活をするうえで必要な生計費は月に25万（税込）円程度、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。長期にわたる実質賃金の低下、異常な物価上昇を考慮するなら、今、自治体が労働報酬下限額を定めた公契約条例を制定し、こうした規模での賃金引き上げと単価保障を実施し、公務・公共サービスで働く労働者の生活と地元企業の経営を守り、地域経済を活性化する役割を發揮することが求められています。

また、建設産業への若年入職者が減少し、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手へ技能が承継されず、建設産業や公共関連事業の将来に深い影を落としています。労働者不足で地域経済の維持に警鐘が発せられており、老朽化の進行による生活関連インフラの改修すらできない事態が起きてています。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラ整備・維持・改修にも支障が生じかねません。国土交通省は、公共工事設計労務単価を全職種平均で2012年度比65.5%引き上げました。公的機関からの公共工事発注単価は改善されました。引き上げられた発注単価が現場の労働者に届かず、現場労働者の待遇は改善されていません。公共工事発注単価・賃金が現場の労働者に確実に支払われるためにも労働報酬下限額を定めた公契約条例が必要です。

公的サービスを改善するために、「公契約条例」の制定が各地で急速に広がり、労働報酬下限額を定めた公契約条例は28自治体、理念条例は55自治体まで広がっています（2023年6月現在）。公契約条例の目

的には、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質の確保、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立をめざし、住民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとする自治体の決意を住民に宣言するという意味もあります。公契約条例を制定し、住民の安全・安心を守る公務・公共サービスの質を確保するために、ダンピング受注を廃して適正価格による発・受注を実施し、労働者の労働条件を改善することが必要であると考えます。さらに人手不足の拡大によって、必要な行政サービスが確保できない事態は避けなければなりません。よって、労働者の適正な賃金・労働条件を確保する「公契約条例」を制定すべく、以下の決議をあげて行政側に実施を求めていただくよう、お願い申し上げます。

陳情事項

発注する公共工事や業務委託について、公的サービスの質を確保するため、発注者が適切と考える賃金・報酬が、事業に従事するすべての労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行ない、公契約条例を制定してください。

以上

